

令和2年4月17日

病院・薬局実務実習近畿地区調整機構大学委員 様
府県薬剤師会会長 様
府県薬剤師会実務実習ご担当者 様
府県病院薬剤師会会長 様
府県病院薬剤師会実務実習ご担当者 様
第1期実務実習受入施設 様
該当薬系大学教員 様

病院・薬局実務実習近畿地区調整機構
委員長 濱口常男

全国を対象とする緊急事態宣言の発令に伴う実務実習の一時的な中断について（お願い）
（4月17日時点）

4月16日、政府対策本部長より、全都道府県に拡大する緊急事態宣言が発令されました。これを受けまして、近畿地区調整機構としては、学生の安全確保及び実施区域の感染爆発防止の観点から、既に実施している大阪府および兵庫県に加えて、滋賀県、京都府、奈良県及び和歌山県において、実施期間の5月6日までの第1期実務実習を一時的に中断することをお願いします。

大学におかれましては、現在第1期実務実習を実施している実務実習受入施設並びに実習生に対して実務実習の一時的な中断に関する十分な説明をお願い申し上げます。また、実務実習が再開できるようになった折には、中断期間の補講に関する相談をさせていただくことの説明をお願い申し上げます。補講日程としては、第1期と第2期の間の2週間を利用することができます。その他の補講日程は、現在検討しているところです。

この度の実務実習の一時的な中断および再開に際しましては、実務実習受入施設と大学との連携が非常に重要であります。実務実習受入施設および実習生の状況を大学と十分に共有していただくことをお願い申し上げます。

なお、この情報については、令和2年4月17日時点のものであり、今後の状況に鑑み更新の可能性もあり得る旨、申し添えます。

記

◎近畿地区における実務実習の一時的な中断の地区と期間

中断する区域 2府4県（兵庫県、大阪府、京都府、滋賀県、奈良県、和歌山県）
中断する期間 4月17日～5月6日まで

以上